



辰野町産後ケア事業のご案内



産後ケアとは

出産後のお母さんが安心して子育てができるよう、医療機関や助産所で母子の心身のケア・授乳や育児等の相談やサポートを受けることができる事業です。宿泊や日帰り、訪問で利用する際に、辰野町から費用の一部補助が受けられます。

利用できる方

辰野町に住所がある、産後1年未満のお母さんと赤ちゃん

(※医療行為が必要な方や感染症状がある方は除きます。)



ケアの内容

- ❖お母さんのケア（産後の体調管理、授乳の相談、乳房のケア、休養、心理面の相談など）
- ❖赤ちゃんのケア（健康状態の確認、体重測定、発育発達相談など）
- ❖育児のサポート（授乳・沐浴・おむつ替え・育児に関する相談など）

種類	利用内容	利用日数
宿泊型	医療機関や助産所に宿泊します。	合計7日まで利用可能 ※引き続きの利用を希望する場合は再申請によりさらに7日間の利用が可能です。
日帰り型	医療機関や助産所で過ごします。 (1日最大6時間まで)	
訪問型	ご自宅に助産師が訪問します。 (1日最大4時間まで)	

利用料金

1日当たりの利用料の7割を町が負担(※上限あり)しますので、残りの料金を施設へお支払いください。(※1日当たりの町負担上限額：宿泊型 17,500円・日帰り型 9,800円・訪問型 7,000円)

- 衣服の洗濯料、ミルク及びおむつ代、母の食事代、訪問に係る旅費等は全額自己負担になります。
- 生活保護受給者の方の利用料は全額を町が負担しますので無料です。(※ただし、上記自己負担分を除く)

さらに：令和6年4月利用分～利用料金が減免されます。

利用日から6ヶ月以内に「辰野町産後ケア事業利用料減免申請書兼償還払請求書」と「領収書」を提出して頂くと、次のとおり減免額を助成します。

減免できる上限は5日までとなります。

❖申請日時点の当該年度(ただし4月～6月においては前年度)の住民税課税世帯 2,500円

❖ // 住民税非課税世帯 5,000円

利用方法

利用を希望される方は、施設と日程調整をした上で、子育て応援課に「辰野町産後ケア事業利用申請書」を提出してください。申請書は町のホームページからもダウンロードできます。

その後、町から「産後ケア事業利用承認通知書」が発行されますので、ご利用ください。

利用できる施設

下記の医療機関、別紙の助産所で利用できます。

この他の医療機関・助産所等で利用された場合は、利用後に領収書等を添付して子育て応援課に申請をしていただくことにより、費用の一部をお返しいたします。

利用可能医療機関



施設名	住所	電話番号	サービス内容
伊那中央病院	伊那市小四郎久保 1313-1	0265-72-3121	宿泊型
諏訪赤十字病院	諏訪市湖岸通り 5丁目11番50号	0266-52-6111	宿泊型
駒ヶ根高原 レディスクリニック	駒ヶ根市赤穂 759-195	0265-82-1010	宿泊型・日帰り型
菜の花 マタニティクリニック	伊那市日影 380-1	0265-76-7087	宿泊型・日帰り型
諏訪マタニティー クリニック	下諏訪町矢木 112-13	0266-28-6100	宿泊型

※【利用可能助産所】は別紙をご覧ください。

こんな時に利用できます!!



【お問合せ先】辰野町役場 子育て応援課 母子保健係 電話 0266-41-1111